

ID: 3075

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第21条 第1項		
法令番号	平成4年法律第76号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条第1項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第21条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日